

建設技 第2233号
平成29年 3月30日

国土整備部各課長様
国土整備部各現地機関の長様
地域交流部内関係各課長様
佐賀空港事務所長様
農林水産部内関係各課長様
各農林事務所の長様

国土整備部建設・技術課長

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法の徹底について

このことについて、九州地方整備局企画部技術管理課長より別添のとおり事務連絡がありました。

県発注工事においても、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じり合った排水については、回収し適正な処理が実施されるよう、下記に留意の上、適切に対応してください。

なお、土木、森林土木、農業土木の積算基準書において「舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理が必要な場合の処理等は別途計上する。」となっていることから、これらの経費については、受注者との協議の上、必要に応じて設計変更の対象として下さい。

記

回収した当該排水の適正な処理方法については、県の産業廃棄物担当部局である県民環境部循環型社会推進課の別紙文書、平成28年8月31日付け循環第789号「舗装切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法の佐賀県における取扱規則や基準等について（回答）」の内容に基づき、排水回収後、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
 - ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む
- こと等により適正に対応すること。

また「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に基づき、産業廃棄物の排出業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、佐賀県（管理者）以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

参考資料

【特記仕様書記載例】

○舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、産業廃棄物（汚泥）として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、協議の上、設計変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分、性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

写し

事務連絡
平成 28 年 5 月 19 日

各県・政令市 担当室長・担当課長殿

九州地方整備局 企画部
技術管理課長

舗装の切斷作業時に発生する排水の具体的な処理方法の徹底に
係る取り組みについて（情報提供）

日頃よりお世話になっています。

さて、九州地方整備局は、舗装切斷作業の際、切斷機械から発生するブレード冷却水と切斷粉が混じり合った排水については、回収し適正に処理するよう管内事務所等に通知し、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう周知し、取り組んでいますので、情報提供させていただきます。今後の業務の一助となれば幸いです。

記

回収した当該排水の適正な処理方法については、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）の取扱規則や基準等に基づき適正に処理するものとし、排水回収後、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応すること。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

別 紙



循環 第 789 号
平成 28 年 8 月 31 日

県土整備部建設・技術課長 様

県民環境部循環型社会推進課長

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法の佐賀県における取扱規則や基準等について（回答）

平成 28 年 8 月 19 日付け建設技第 814 号で依頼のことについて、当課の意見は下記のとおりです。

記

1 取扱規則や基準等について

回収された当該排水については、排出事業者（請負業者）が、産業廃棄物（汚泥）として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき適正に処理すること。

2 回収された排水の処理に関する相談等の担当窓口

県民環境部循環型社会推進課監視指導担当

循環型社会推進課
監視指導担当：鳥山、山口
(内線 1945)